

駐車場ロボットゲート使用規則

この規則は、朝日プラザシティサザンコーストA棟管理規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、朝日プラザシティサザンコーストA棟内の駐車場での自動車の無断駐停車の排除、消火、救急活動の正常化及び良好な住環境の維持を目的として、必要な事項を定めるものとする。

（装置の開閉）

第1条 駐車場への自動車の出入りに際しては送信機又は管理事務室の操作によるロボットゲート開閉を行う。

（送信機の使用）

第2条 送信機は、駐車場使用契約者、区分所有者が駐車場を貸与した占有者及び公的機関並びに管理組合が承認した業者に限り使用することができる。

（送信機の貸与）

第3条 管理組合は、前条に定める者に対し、保証金と引換えに送信機1個を貸与する。

（保証金の額）

第4条 保証金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|------------|---------|
| ① 駐車場契約者 | 13,000円 |
| ② 管理組合承認業者 | 20,000円 |
| ③ 公的機関 | 無 償 |

2 保証金の額の変更は総会の決議を要する。

（保証金の返還）

第5条 保証金は送信機が正常な状態で返還されたことを条件に無利息で払い戻す。

（保証金の処理）

第6条 保証金は管理組合にて留保し、利息は管理費に繰り入れる。

（送信機の損壊・故障）

第7条 送信機が損壊又は故障した場合は、直ちに管理組合に届け出なければならない。

2 管理組合は、前項の送信機が修理可能なときは修理費を徴収して修理し、修理不可能なときは新たに第4条に定める保証金を徴収して再交付するものとする。

（送信機の紛失）

第8条 送信機を紛失したときは、直ちに管理組合に届け出なければならない。

- 2 前項の場合、他に流用のおそれがないと管理組合が認めたときは、すでに納付済保証金を弁償金として管理費に繰り入れ、新たに第4条に定める保証金を徴収して再交付することができる。
- 3 紛失した送信機を後日発見した場合は、直ちに管理組合に返還しなければならない。この場合、すでに徴収した弁償金を払戻し、損壊・故障のあるときは前条を準用する。
- 4 当マンション敷地内の所定の駐車場に駐車していた場合において、車上荒らし等事件により送信機が盗難にあった場合、警察へ被害届を提出後、管理組合へその旨を所定の書面により届出したときは、管理組合が購入した実費で送信機の再発行を受けられるものとする。

（送信機のない車輛の取り扱い）

第9条 送信機を所持しない車輛は、原則として駐車場に入ることができない。ただし、下記の車輛については管理受託者の判断並びに操作により出入りを認める。

- ② 葬祭関係車輛
- ③ 来客用駐車場運営規則に基づく来客車輛
- ④ 事前に申し出があり管理組合が承認した車
- 2 消防車、救急車、パトロールカー、郵便配達車、物品搬入車、ゴミ収集車、並びに管理受託者の関係車輛等については、管理受託者により出入りを認める。
- 3 管理運営上、支障があると管理受託者にて判断した場合は入車を拒否することができる。

（送信機の使用制限）

第10条 駐車場使用者は、送信機の使用にあたって下記事項を遵守しなければならない。

- ① 送信機を第三者に貸与しないこと。
- ② 送信機を契約車以外の車輛の出入りに使用しないこと。
- 2 駐車場使用者が、前項に違反したとき管理組合は当該駐車場の使用契約を解除することができる。

（規則外事項）

第11条 この規則に定めのない事項については、規約又は使用細則その他細則、規則の定めるところによる。

（規則の改廃）

第12条 この規則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この規則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

(規則原本)

- 第13条 この規則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の区分所有者が記名押印した規則を1通作成し、これを規則原本とする。なお、この規則原本は朝日プラザシティサザンコーストA棟管理組合設立総会の議事録をもってこれに代えることができる。
- 2 規則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 3 理事長は、所定の掲示場所に、規則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附則

本規則は、2007年 9月23日より効力を発する。
2015年 9月23日一部改訂する。